

国空航第3700号  
令和3年3月31日

公益社団法人日本滑空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長  
(公印省略)

「特定操縦技能審査実施要領等」の一部改正について

我が国では、国際民間航空条約附属書第1の規定に基づき、航空法（昭和27年法律第231号）において、操縦士に起因する航空事故等を防止し航空の安全性の向上を図るとともに、有資格者の技量を適切に維持するため、操縦技能証明を有する者に対し飛行する前2年以内に特定操縦技能審査に合格していることを求めています。

本邦航空運送事業者は、運航規程に基づく技能審査を行うことにより特定操縦技能を確認することが出来ますが各操縦士は自家用操縦士として飛行する可能性もあるため、特定操縦技能審査としての結果を各操縦士が保有する技能証明書に一律に記載することとしていたところですが、

今般、特定操縦技能審査実施要領等を改正して操縦技能審査員あて別添1のとおり通知しているところではありますが、貴団体等におかれましても、傘下の操縦技能審査員に対し同内容の周知をお願いします。